

分科会での検討の進め方について（案）

1 世話人、発表者（兼記録係）、広報班の決定

(1) 世話人

- ・ 各分科会の議事の進行，3分科会間の議事の調整
- ・ 各分科会毎に正・副各1名ずつ

(2) 発表者（兼記録係）

- ・ 分科会の議事の発表（及び発表のための議事の記録）
- ・ 各回の会議の最後に，各分科会で話し合った内容を各5分程度ずつ，全体の中で発表
- ・ 各回終了後，記録のコピーを事務局が頂く。（次回資料の準備のため）
- ・ 原則として各回毎に交代制

(3) 広報班（※世話人，発表者との重複も可）

- ・ ニュースレターや，広報紙の原稿作成等，「考える会議」の活動を事務局とともに発信
- ・ 各分科会毎に1名以上
- ・ 広報班をご希望頂いた委員は次のとおり

第1分科会	郡司 紀子 委員
	小針 協子 委員
第2分科会	片岡 猪三郎委員
	渡辺 通子 委員
第3分科会	川嶋 和子 委員

2 検討の進め方

(1) 検討の目的

- ・ これまで委員から出された「条例に盛り込みたい事項」，「条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項」をもとに，「既に存在する法令や本市の制度」，「他自治体の自治基本条例の条文」等を参照しながら，「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）」「条例に盛り込むべき事項」をまとめる。

「条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）」	条例に盛り込むべき事項をまとめる際，特記すべき考え方，方針等
「条例に盛り込むべき事項」	提言書の中身となり，最終的には，条例の内容となっていく文言や表現

※ できるだけ簡素・簡潔な表現を目指し，「である調」の箇条書きとする。

<例> 自然人の市民の定義

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 自治基本条例における自然人の市民は，住民（在住外国人，未成年者含む。），通勤者，通学者等，広く自治を担う者とする。

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民は，市内に住む人，働く人及び学ぶ人とする。

- ・ 必要に応じ，項目をまとめたり，分けたり，追加したりする。
- ・ 対立する考え方，盛り込みたい事項があつてまとめにくい場合は，無理にまとめず，併記する。

(2) 検討の流れ

<事務局で想定している日程（案）>

8月27日（本日）	第1回 各分科会
9月最終週	第2回 各分科会
10月第3週	第3回 各分科会
11月第2週	第4回 各分科会
（11月第5週）	（全体会）

- ・ 原則として，3分科会を同時に開催し，会議の最後に，各分科会で話し合った内容を各5分程度ずつ，全体の中で発表
- ・ 第2回以降は，世話人と事務局で話し合つて，あらかじめ議論するポイントを明確化しておく。
- ・ 分科会のメンバーの都合や，もっと回数を重ねて議論したい等，上記以外の日程で開催したい場合には，世話人とメンバーで協議して適宜開催（会議場所は事務局で用意）
- ・ 第4回には，これまでの議論のまとめを行う。
- ・ 別紙「分科会検討資料」の目次に掲げられている項目等を参考にしながら，計画的に検討を進める。

3 その他留意事項等

- ・ 前年度まとめた「自治基本条例の基本的な考え方について」（別紙のとおり）を念頭におきながら検討する。
- ・ 必要に応じ，1分科会を2グループに分けて検討する等の工夫をする。
- ・ 議論の際に必要な資料があれば，事務局へ照会する。

自治基本条例の基本的な考え方について

1 宇都宮市らしい自治を育むための条例とする。

- (1) 宇都宮の特色を活かした自治を推進するために、市がこれまで培ってきた、各種の仕組み・取組を本条例に位置付け
- (2) 今まで制度化・条例化されていない取組、制度等を本条例に位置付ける際には、必要性、実現可能性等について十分に検討すべき

2 広く市民に理解される、わかりやすい条例とする。

- (1) 若年層から高齢者まで広く市民にわかりやすい、簡素・簡潔、明快な条文、構成を目指す。
- (2) 他の個別条例との整合性をとりながら、自治に関する基本的事項を厳選して記載
 - ※ ただし、最高規範性については、今後も検討
- (3) 条項数も含め、できるかぎり内容を整理
 - ※ ただし、各委員の意見を尊重するため、現時点では条項数を限定しない。

3 長く市民に親しまれる条例とする。

- (1) 宇都宮の地理的環境、歴史、文化や、優れているもの、誇れるもの等を踏まえ、市民が広く共有できる内容としていく。
- (2) 社会情勢等により変わりやすい個別具体的な制度等の詳細を規定するより、自治の普遍的・理念的事項を記載